

# 商品概要説明書

## おもしろ定期貯金

(平成29年9月1日現在)

商品名	<ul style="list-style-type: none"> <li>大口定期貯金</li> <li>愛称：「おもしろ定期貯金」</li> </ul>
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人</li> </ul>
取扱期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年9月1日（金）～平成29年10月31日（火）</li> <li>取扱期間中であっても、東京都のJA全体で募集総額（300億円）に達した際には、お取扱いを終了させていただく場合がございます。</li> </ul>
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>定型方式</li> <li>1年（自動継続扱い）</li> </ul>
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括預入・証書式または通帳式</li> <li>1,000万円以上（新たなご資金でのお預入に限らせていただきます。）</li> <li>1円単位</li> </ul>
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以後に一括して払い戻しいたします。</li> </ul>
利息 (1) 適用金利  (2) 計算方法 (3) 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>大口定期貯金の店頭表示金利+年0.05%</li> <li>店頭表示金利は店頭の金利表示ボード等に表示しております。</li> <li>お預入れ時の約定利率を満期日まで適用いたします。</li> <li>なお、自動継続後の約定利率については、自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用いたします。</li> <li>付利単位を1円として1年を365日とする日割計算</li> <li>20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税</li> <li>※平成49年12月31日までの適用となります。</li> </ul>
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）のお取扱いはできません。</li> </ul>
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻しいたします。</li> <li>(1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－<math>\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}</math></li> <li>なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。</li> <li>(2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－<math>\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}</math></li> </ul>

貯金保険制度 (公的制度)	<p>・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>																
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または本店金融共済部貯金課（電話：042-477-0034）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、東京都農業協同組合中央会が設置・運営する東京都 J A バンク相談所（電話：042-528-1358）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1" data-bbox="456 824 1436 1093"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>9:30～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もごございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではないです。具体的内容は上記東京都 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
寄付金	<p>・お預入れいただいた額（平成 29 年 10 月末時点）の 0.01%相当額を、当 J A 管内の各自治体等へ寄付いたします。</p> <p>※この資金についてお客様のご負担はございません。</p>																
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算いたします。</li> <li>・当商品は事業分量配当の対象にはなりません。（自動継続後は対象となります）</li> </ul>																

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 東京みらい